由民主党、公明党、保守党、 名の議員により国会へ提出 社会民主党の十六 同月十六日に自

興基本法案」として取りま 昨年十一月に「文化芸術振 も精力的に検討が行われ、 れてきた。各政党において かねてから文化芸術関係者 基本的な法律については、 員連盟において検討が行わ の国会議員から成る音楽議 超党派 され、 施行された。 成立し、十二月七日に公布 致により原案どおり可決、 十日に同院本会議で全会 院文教科学委員会、同月三 会議で賛成多数により可決 会、同月二十二日に同院本 日に衆議院文部科学委員 法律の目的、 同月二十九日に参議 、内容

の強い要望を受け、

文化芸術の振興に関する

術の振興に関し、基本理念、 本法律の目的は、文化芸

同法律案は、十一月二十 本法律の目的、 術の振興に関する基本的施本方針」、第三章「文化芸 とするものである。 術の総合的な推進を図ろう 芸術活動を行う者の自主的 を定めることにより、文化 っている。 策」の三章三十五条から成 な活動を促進して、 務、施策の基本となる事項 一章「総則」、第二章「基 第一章の「総則」では、 法律の内容は、 基本理念、 煎文、 文化芸 第

国及び地方公共団体の責 る

定している。 法制上等の措置について規 国及び地方公共団体の實 平成十三年十二月七

日施行

振興に関する基本的な方針 を定めることを規定してい るため、政府が文化芸術の る施策の総合的な推進を図 第二章の「基本方針」で 文化芸術の振興に関す

おける文化芸術活動の充 等機会の充実、学校教育に 保護及び利用、 語教育の充実、 国語についての理解、 芸術家等の養成及び確保、 興に関する基本的施策」で の振興、国際交流等の推進、 第三章の「文化芸術の振 地域における文化芸術 各分野の文化芸術の振 著作権等の 国民の鑑賞 日本

国民の関心及び理解、

政策形成への民意の反映等 民間の支援活動の活性化、 実、劇場・美術館等の充実が

について具体的施策の例示

をあげて規定している。

される。 る。 ぐ 醸成が図られることが期待 化芸術を大切にする機運 とともに、社会全体での文 各種施策の進展が図られるれ、文化芸術の振興のため り組むための基盤がつくら 念と方向を示したという点 今後の文化芸術の振興の理 全体で文化芸術の振興に取 このように、 本法律を契機に、 大変有意義なものであ 本法律は、 政府

※本法律の全文、 (http://www.bunka 等は、文化庁のホ ージに掲載されている。 附帯決議

立美術館 EHOE 常設展の観覧料金を無料化

(3)

昨年12月に「文化芸術振興基本法」が成立するなど、 子ども たちの文化芸術に関する体験活動を充実していくことが求めら れている。

このような状況も踏まえ、完全学校週5日制が実施される平 成14年4月1日(一部の国立美術館にあっては、これより前に から、国立美術館〈東京国立近代美術館(東京都千代田 、京都国立近代美術館(京都府京都市) (東京都台東区) 、国立国際美術館(大阪府吹田市) > 及び国 立博物館〈東京国立博物館(東京都台東区) 、京都国立博物館 (京都府京都市)、奈良国立博物館(奈良県奈良市) 常設展の小中学生の観覧料金を年間を通して無料とすることと (学校の授業で訪れる場合は引率する先生も無料)

これにより、子どもたちが美術館や博物館に気軽に訪れ、少 年期から文化芸術に親しむきっかけとなり、文化芸術に対する 理解や関心が高まっていくことが期待される。

<現 在> <平成14年4月1日以降> 小中学生 個人 70円 第2、第4土 小中学生 年間を通し 曜日は無料 て無料 団体 40円 (20人以上)

go.jp/)